

令和4年度（2022年度）事業計画

I 基本方針

令和3年度（2021年度）の事業計画は、中期経営計画の2年にあたり、令和2年度事業計画に引き続き5項目（1）経営基盤の充実への取組み、（2）組織強化への取組み、（3）人材（財）の確保、定着・育成と離職防止の取組み、（4）災害等に対するリスク管理の取組み、（5）法人全体の将来像策定に向けた取組み）を法人共通の基本方針に掲げ取組みを進めてきたが、令和3年度も新型コロナウイルス（以下「コロナ」という。）感染症の影響（第4波～第6波）を引き続き受けた1年であった。

令和3年度は、高齢者の各事業においてはコロナ禍による利用者減が見られるが、収入面では利用者減ほどの落ち込みは見られず、介護報酬改定の一定の効果は出ているように見受けられる。

令和4年度は、介護報酬改定後2年目にあたり、引き続き取得できるサービスを算定しつつ、利用者を安定的に確保することで収入を増やすとともに、経費の見直し等を併せて行い安定的な経営を目指す。

また、令和3年10月1日付で保険医療機関の指定を受けた特別養護老人ホーム内の医務室「弘済園診療所」においては、入所者の健康管理と診療を行う傍ら、今後は職員や地域住民を対象とした外来診療を行うことで地域に貢献することを目指す。

更には、コロナ感染症も3年目に入り、入所施設・通所施設・保育所ともに、感染症に対する事業継続計画（以下「BCP」という。）の見直しが急務となっている。このことから、感染予防を中心としたBCP対策の見直しを行う。

加えて、新館棟の建物は、本年度が特定建築物（外壁）調査の報告年にあたることから調査を実施するほか、本館棟の建物についても、外壁の一部に雨漏りが見られたり、事務機器・備品類の劣化も見られることから、補修の時期や規模等を含めて法人全体の将来像の策定に向けた取組みの中で検討を行う。

本法人は退職補充型の採用形態を取っており、採用状況は依然として厳しい状況にある。退職情報などを早期に把握し、有効な採用媒体の活用等あらゆる手段を用いて早期の要員確保に努めるほか、定着・育成と離職防止策について引き続き検討する。また、外国人労働者の活用のほか、70歳までの雇用の検討を行う。

令和2年度からの「中期経営計画2022」が最終年度を迎え、目標の実現を図っていくとともに、継続性・安定性を更に向上させるため、令和5年度から令和7年度（2

023年度～2025年度)までの「中期経営計画2025」を策定する。

II 実施計画

1. 法人共通事項

(1) 経営基盤充実への取組み

社会福祉法人としての責務を果たし、組織のガバナンスの強化に努め、利用率の向上や事業活動費の収支改善に取り組むほか、運営体制及び働き方の見直しを図り経営基盤の充実に努める。

収入においては、全施設とも利用者及び入居者の確保に努めるとともに、介護保険の適用を受ける各事業所においては、介護報酬改定により取得できるサービスを算定するなど、着実な収入増に務める。支出においては、全職員がコスト意識を共有化し、法人一体となって経費の改善に取り組むこととする。

更には、新館棟の建物は、本年度が特定建築物（外壁）調査の報告年にあたることから調査を実施するほか、本館棟の建物についても、外壁の一部に雨漏りが見られたり、事務機器・備品類の劣化も見られることから、補修の時期や規模等を含めて法人全体の将来像の策定に向けた取組みの中で検討を行う。

(2) 組織強化への取組み

働き方改革法施行に伴う諸制度の見直しや関係法令改正等について、的確に、諸規程・諸規則に反映させコンプライアンスの徹底を図るとともに、業務の見直し等においても部門間の連携を図り、法人のスケールメリットの最大化に努める。

また、改正社会福祉法の責務である公益活動について、三鷹市及び関連団体、三鷹市内の各法人と連携し地域公益活動を推進するほか、法人単独で可能な活動についても検討し、地域と共に歩む法人づくりを推進する。

特に、令和3年10月1日付で保険医療機関の指定を受けた特別養護老人ホーム内の医務室「弘済園診療所」においては、利用者の健康管理と診療を行う傍ら、職員や地域住民を対象とした外来診療（生活習慣病、認知症、頭痛など）を行うことで地域にも貢献して行く。

更には、法人の広報誌（施設発行の広報誌含む。）を充実させ、地域や利用者に配布するとともに、ホームページ、パンフレット、ブログの更新・見直し、

S N S 等活用し、法人全体としてのイメージの向上を図る。

(3) 人材（財）の確保、定着・育成と離職防止への取組み

採用状況は依然として厳しい状況にあるが、要員確保のための採用ツールの見直しや従前から活用しているハローワーク、学校・職業訓練校等との連携を一層深めるとともに、部外コンサルタントも活用するなど人材確保に努める。

また、退職情報の早期把握と改善策を通じて人材の定着・育成と離職防止の取組みを強化する。更には、夜勤業務の負担軽減策としてW i - F i 環境を活用しての生体・離床センサー等の見守り機器の活用を始め、業務のデジタル化を推進する。

外国人労働者の活用のほか、新たに70歳までの雇用の検討も行い、引き続き要員の確保に努める。

(4) 災害等に対するリスク管理の取組み

入所施設・通所施設・保育所共に、コロナを含む感染症に対するB C Pの見直しが急務となっている。東京都では、介護保険サービス事業所を対象に令和3年度代替職員の確保による応援態勢強化事業に取り組むことを決定している。法人内においても全施設についてB C P対策の見直しを行う。

また、近時増えつつある自然災害等への対応や災害時の不足備蓄品の計画的な購入に引き続き務めるほか、リスク管理や事故防止の強化に務める。また、不審者・犯罪防止対策に引き続き取り組む。

(5) 法人全体の将来像の策定に向けた取組

経年劣化が進む本館棟の建物・設備の改修・改善及び新たな事業展開の可能性並びに職場環境改善についても、公益財団法人鉄道弘済会と本法人の中長期的視点に立った介護・老人福祉のあり方の共同研究・検討のなかで研究・検討を行う。

また、利用者サービスに関する情報開示、第三者評価の受審及び地域の介護・保育ニーズに積極的に対応するため、部外コンサルタントも活用するなどして事業の充実を図っていく。

2. 施設サービス事業部の重点的取組み

【弘済園・弘寿園・弘陽園 共通事項】

(1) 安定経営の継続的な確保

各施設ともに安定した経営に必要な、利用率（96%以上）を確保するため、引き続き利用者の確保に努める。

- ① 弘済園では、安定的に待機者を確保するため、三鷹市内の申請者には早めに声をかけ状態把握に努めるとともに、入所者選考委員会後に速やかに面接を行い、可否の判断を迅速に行う。また、市外の関係機関（地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等）に対しても積極的に広報活動を行い、三鷹市外からの新規利用者（申請者）の確保につなげる。
- ② 弘寿園では、コロナの影響により、市区町村からの措置控えの傾向が続いているため、コロナ禍においても利用者の介護予防活動を工夫し、身体状況の維持に努める。
- ③ 弘陽園では、近隣のサービス付高齢者住宅や有料老人ホームとの比較から待機者の減少が見られることから、地域包括支援センターや近隣居宅介護支援事業所への働きかけ、ホームページへの空き状況の掲載をするなど、広報活動の充実を図る。また、サービス内容を工夫し、それを施設の魅力としてPRする。

(2) 感染症対策の強化

- ① コロナ対策として3回目のワクチン接種を終えているが、感染リスクは変異株の出現が今後も継続すると思われ、感染予防とクラスター対策のため、マニュアル及びBCPを現状に合わせて見直しを行いながら、対応の周知と対策の徹底に努める。
- ② 地域や法人内の施設で感染者が出た場合の情報伝達を速やかに行い、感染拡大への対策と協力体制を進める。

(3) 環境整備

- ① 各施設において、職員が安全で働きやすい職場の環境整備のために必要な物品や老朽化して使いづらい物品の購入及び経年劣化により整備が必要な設備の補修等について検証し、改善を進める。
- ② 5S運動を通じて仕事の見直しに取り組む。

(1) 業務のデジタル化の推進

令和3年度の介護報酬改定では、見守り機器の導入、インカム等ICTの活用、LIFE情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進などテクノロジーの活用が報酬に評価されるようになった。今後は全館に整備されたWi-Fi環境を活用して、夜勤業務の効率化による職員の負担軽減及び徘徊、転倒防止などの安全対策を図るため、検討してきた生体・離床センサーによる見守り機器等などの活用を行い、介護ソフトを中心に、見守り機器、ナースコール設備が連動した業務のデジタル化を積極的に推進する。

(2) 家族とのつながり

コロナ禍では、従来の家族会や交流会を行えない状況にある中、ホームページのブログの細やかな更新と広報誌、ユーチューブなどを通じて、日常生活の様子と情報の発信を行うなど、日頃から利用者のご様子をご家族に伝えられるよう工夫する。

面会の機会が減っていることから、コロナの感染状況を見ながら、3回目ワクチンの接種を確認したうえで、屋内でのアクリル板越しの対面での面会の再開を検討する。

また、家族交流会は、利用者・家族・職員相互の親睦と信頼を深める機会であるため、可能であれば開催に向けて方法を検討する。

(3) 余暇活動の充実

コロナ禍で外出活動やボランティア講師等によるクラブ活動・外部ボランティアによる演奏会などが行えない状況が長期にわたっているが、地域の感染状況をみて、感染対策を十分に行いながら、クラブ活動の再開と外出活動（ドライブ・買物・公園散策など）のアクティブな企画の実施に向けて検討する。

また、室内でも楽しみのある生活を送っていただけるよう、オンラインでの行事やレク活動や個別、グループ活動など、余暇の充実が図れるよう創意工夫する。

(4) 看取り介護の充実

看取り期に移行しても最後までその方らしい生活を送っていただけるよう、「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」の考え方にに基づき、可能な限り利用者の意思を尊重した医療とケアの実現及び心情に寄り添った看護・介護の実践を目指し、「看取り介護」に入る前の段階も含め、家族や関係機関、職員とで適宜十分な話し合いの機会を設ける。

コロナ禍にあっても、家族等が居心地の良い環境の中で気兼ねなく面会できるよう配慮する（感染予防対策をとっていただくことを前提とする）。

看取り介護後は「家族アンケート」、部署ごとの振り返りを行い、それを踏まえて多職種によるカンファレンスを開催し、今後の実践に反映させる。

【養護老人ホーム弘寿園】

利用定員50名

(1) 感染予防

共用部の消毒作業、感染予防グッズの購入、入居者・職員への感染予防対策を行い感染予防に努める。また、感染症発生時にスムーズに対応できるように、マニュアルの見直し及び職員への教育を行う。

(2) 生活の質の向上と精神面の安定

生活の質の向上と精神面の安定が図れるように、感染症対策を行ったうえで、デイサービス等の外部サービスの利用、お手伝い等、自己の有用感を養える機会の確保、レクリエーションやクラブ活動の実施、外出や面会の機会の確保を極力行っていく。また、精神科等の医療機関との連携を図る。

(3) 身体機能の維持・向上への取組み

身体機能の維持、向上が図れるように、感染対策を行ったうえで、デイサービス、訪問リハビリ等のサービスを極力利用することや散歩等、歩くことの働きかけ、体操の実施を行う。

(4) 業務の見直し

入居者に不利益が生じないように注意しながら、支援業務や小口現金管理の見直し等を行い、職員の負担の軽減や業務の適正化、効率化を図る。

(5) 職員の資質及び意欲の向上

研修の実施やサービスマナー等の自己の対応への振り返りを行い、職員の資質、及び意欲の向上に努める。

(6) 終活手続きの支援

身内のいない方等に関して、ご本人や自治体と相談し、必要に応じて終活に関する手続きの支援を行う。

【ケアハウス 弘陽園】 利用定員 60名（一般型20名・介護型40名）

【一般型・介護型共通】

(1) 介護予防と生活の質の向上

長引くコロナ対応に伴い利用者の心身の機能低下が目立つことから利用者の機能の維持と、生活の質が低下することがないように工夫を行う。具体的には、一般型では、園内活動の充実や、自己の有用感を感じられるような機会をつくる。介護型では、生活場面でのリハビリや運動の機会を増やすことで機能の維持を図り、レクリエーションを通して楽しみの機会を増やす。また、家族・後見人には園内での様子を伝え、面会方法を工夫して、利用者とは交流できる機会を働きかける。

地域交流は、感染症対策を工夫し、できる限り同敷地内の保育所をはじめ、地域の学校の生徒やボランティアとの交流を推進し、利用者の楽しみのひとつとして提供できるよう努める。

(2) アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の積極的取組み

看取り期を本人や家族が満足いく形で過ごせるよう、看取り期に入る前から、担当者会議や居室訪問などを活用し、ご本人やご家族の意向を確認し、職員とともに話し合える仕組みづくりを検討する。

【介護型】

(1) コロナ禍におけるユニットケアの実践による個別ケアの充実

感染症対策を実施しながらユニットケアの環境を生かし、その人らしい生活

が支援できる個別ケアを充実する。併せて、テクノロジー（ICT/IoT）の活用、看護・介護職の業務の分析、効率化を検討し、利用者が豊かに過ごせる時間を増やす。

（２）重度化に対応した職員のスキルアップ

利用者が重度化していることから、看取りケアを含め介護技術全体に関してスキルアップを図り個別性の高い支援を行う。特に、令和３年度実施した排泄研修をもとに、排泄ケアの向上を図る。また、令和３年度から開始したLIFEの勉強会も引き続き行い、PDCAサイクルが好循環するよう努める。併せて、ひとりで動くことが多い職場なので、介護技術の動画の活用や、指導職員と共に業務をチェックするOJTを通して技術の向上を図る。

【一般型】

（１）介護予防活動の充実

コロナ禍により、利用者の心身の状態の低下が特に目立つことから、介護予防の活動に力を入れる。また、一般型利用者は、外出の機会も多いため、利用者自身が感染症対策に意識して取り組めるよう啓発活動に力を入れる。

（２）外部サービスや保証人との連携強化

要支援及び要介護１以上で介護型を待機する利用者が増加しているため、よりニーズの把握に努め、ケアマネジャーや保証人と連携をしながら、積極的に外部サービスや福祉用具の活用を図るとともに、介護型への移行時期を検討する。

3. 地域サービス事業部の重点的取組み

【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑 共通事項】

(1) 通所介護事業における利用率の向上

通所介護のプログラムの特徴や支援の効果について、利用者や地域住民、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に、積極的に周知を図ることにより、利用率の向上に取り組む。介護予防対象の総合事業の段階から、積極的に新規利用者を確保することにより、要介護認定後も利用者の状態の変化に応じて、長期間の利用を図る。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の半日体制の継続

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスについては、送迎体制を工夫し、午前と午後で異なる利用者にサービスを提供する体制の継続により、定員枠を効率的に活用する。

(3) 認知症対応型通所介護事業における利用率の向上

一般の通所介護と比べて、小規模のグループ編成で、職員の関与も手厚くできることを活かして、利用者個々の潜在能力を引き出すことが効果的であることを、居宅介護支援事業所等に積極的にアピールすることにより新規利用者の獲得を目指す。また、一般枠の通所介護利用者についても、その状態に応じて、速やかな認知症対応型枠への移行を促す。地域により開かれたサービスとなるよう、「運営推進会議」を年間2回開催する。

(4) 居宅介護支援事業における収入確保とケアマネジメントの質の向上

算定可能な加算について、運営規準を遵守しつつ、積極的に算定する。地域全体の介護支援専門員不足の状況を踏まえ、法人内の人材活用により、現利用者への支援を継続する。

事業者連絡協議会の企画や地域包括支援センターのケア専門職交流会への参加等を通じて、アセスメント力の向上、地域の社会資源の把握により、ケアマネジメントの質の向上を図る。

(5) 感染症予防対策の実施・確実な対応

日頃の確実な予防対策を実施するとともに、時期を逃さず徹底的な対応を実施する。消毒等の確実な遂行を継続する。園内他施設、行政機関、居宅介護支援

事業所との密接な連携を図り、情報の共有化と対策の徹底を図る。

(6) 危機管理の強化とサービス向上の取組み

日々の「ヒヤリハット・事故報告書」を活用して、リスクマネジメント体制の強化を図ると同時に、必要に応じて、保険者への報告を滞りなく行う。苦情だけでなくお褒めも前向きに捉え、センター間、法人内で掲示板等を活用し随時見れるなど共有化を図りつつ、引き続きサービスの質の向上を図る。

利用者の満足度を確認し、利用者及びご家族の意見・要望を聞き取ることを目的に、サービス内容に関するアンケート調査を実施する。

(7) 2センターの協力体制の確立と運営内容の標準化

2センターの主任会、所長会の連携を密にし、部内全体の協力体制を確立し、提供するサービス内容の標準化を図る。

(8) 専門職養成実習の受入れ

社会福祉士、作業療法士等の専門職養成実習を積極的に受け入れることで、指導経験による職員の成長を図る。更には、学生・養成校との関係を強化することで、良質な人材の職員としての確保を図る。

(9) 5S運動への取組み

5S運動を通じて仕事の見直しに取り組む。

【弘済ケアセンター】

利用定員 52名

(1) 大規模修繕工事及び環境整備

経年劣化により、建物・設備の老朽化が目立つ状況である。将来の本格的な建替えまでの間、良質なサービス提供環境と職場環境を維持するため、修繕工事、設備更新について検討する。雨漏り・壁紙・床材の補修、摩耗の著しいキャスタ付きのテーブル等の備品類の更新、照明設備のLED化、開設以来使用しており痛みの激しい職員室のデスクと椅子の更新等実施する範囲を検討する。

(2) 入浴サービス再開の検討

通所サービスの利用者の確保のため、入浴サービスの再開を検討する。今後の利用者像を踏まえた入浴機器の選定、導入費用、人件費及び光熱水道費等のランニングコスト、使用が見込まれる年限等々を総合的に検討し、費用対効果を踏まえて検討する。

(3) 通所介護、認知症対応型通所介護の利用率の向上

通所介護事業では、プログラムの特徴や支援の効果について、利用者や地域住民、外部の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に、積極的に周知を図ることにより利用率の向上に取り組む。月々の実績報告やモニタリング報告の際、受け入れを担当する相談員が居宅介護支援事業所を個別に訪問し、介護支援専門員との顔の見える関係づくりを強化する。併設の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所のマネジメント担当職員との協力体制を強化し、総合事業段階から新規利用者の獲得に努める。

認知症対応型通所介護では、短期入所サービスの利用を図るなど、運営の工夫により利用率の維持に努める。認知症対応型通所介護の特性を、一般型通所介護利用者の家族や介護支援専門員にもアピールしつつ、利用者の状況に応じて、しかるべき時期に移行を働きかけることで登録者数を確保する。運営推進会議やケア専門職交流会などの場を通して、地域住民や介護支援専門員に事業の特徴や支援効果、適応する対象者などを周知し、積極的な活用を働きかける。

月1回の理美容サービスを継続し、利用日増、新規利用者の獲得を図る。

(4) 三鷹市の委託事業

三鷹市からの委託事業について、「一般介護予防事業」は、三鷹市健康推進課の方針に沿って、午前は「フレイル体操教室」を牟礼、井の頭及び井口地域で継続する。午後は8回を1クールとする「うごこっと体操チャレンジトレーニング」を年間4クール実施する。各コミュニティ住区を担当する地域包括支援センターと密に連携しながら、既存の地域活動への移行参加や身近な場所での自主グループ化への道筋を探る。

「高齢者・障がい者言語リハビリテーション事業」は、活動を通じて、コミュニケーションの力と積極性を取り戻し、社会参加を促す。利用者が通所以前に訓練を受けていた医療機関を始めとする関連機関との連携を図る。

「配食サービス事業」では、安全で美味しい食事内容の工夫、確実な配達体制を維持するよう努める。シルバー人材センターの派遣職員による配送員との連携を密にし、利用者の日常生活の見守りに努める。

「高齢者生活援助員派遣事業」は、介護を要する入居者が増加しており、生活援助員の負担も増大しているため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化する。

東京都のモデル事業として三鷹市介護保険課からの委託を受けている「介護サービス事業者地域連携推進事業」は2年目となるが、活動の柱として、コンサルティング会社の協力を得て、BCPの策定に取り組む。また、参加事業所間の情報交換を重ね、本事業で取り組むべき課題について整理し、具体的な活動内容に展開することを目指す。

【三鷹市高齢者センターけやき苑】

利用定員 62名

(1) 指定管理事業所としての効率的な運営

令和元年度から令和5年度までの基本協定期間における安定した事業運営を図りつつ、公的機関として、地域住民や関係機関の信頼を得ることに努める。また、利用者の安全性・利便性・快適性の向上を図るため、施設の維持管理について改修工事、設備更新を三鷹市と計画的に進める。法令上求められる建築基準を順守するための改修工事を実施する。

(2) 公施設としての計画的な建物・設備の維持・管理

室内外の照明器具、エレベーター、床暖房、ボイラーなどの設備や備品類等、利用者に直接影響するものについては、早期に更新できるよう市と協議をしていく。照明器具のLED化など、経費の節減につながる設備の更新についても計画的に実施する。

(3) 通所介護、認知症対応型通所介護の利用率の向上

通所介護事業では、プログラムの特徴や支援の効果について、利用者や地域住民、外部の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に、積極的に周知を図ることにより、利用率の向上に取り組む。月々の実績報告やモニタリング報告の際、受け入れを担当する相談員が居宅介護支援事業所を個別に訪問し、介護支援専門員との顔の見える関係づくりを強化する。併設の地域包括支援センター及び居宅介

護支援事業所のマネジメント担当職員との協力体制を強化し、総合事業段階から新規利用者の獲得に努める。

認知症対応型通所介護では、短期入所サービスの利用等を図るなど、運営の工夫により利用率の維持に努める。認知症対応型通所介護の特性を、一般形通所介護利用者の家族や介護支援専門員にもアピールしつつ、利用者の状況に応じて、しかるべき時期に移行を働きかけることで登録者数を確保する。運営推進会議やケア専門職交流会などの場を通して、地域住民や介護支援専門員に事業の特徴や支援効果、適応する対象者などを周知し、積極的な本事業の活用を働きかける。

(4) 地域への働きかけ

地域サービスデーを継続して開催し、地域との協力体制の強化や、認知症やその他の高齢者の抱える問題について啓発を行う等、地域貢献に努める。指定管理の施設として、地域福祉の増進に、なお一層寄与するため、ランチサービスの拡充や食堂の空き時間の活用をはじめ、地域に貢献できる事業を目指す。

災害活動相互応援協定を結んでいる西部地区住民協議会、深大寺町会との情報交換会、苑内の避難訓練の内容の見直し等を行い、防災体制の強化を図る。

【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

(1) 総合相談・支援

ワンストップサービスの拠点として、相談窓口機能を継続する。地域支援連絡会の開催や住民活動の場への参加を通じて、関係者・団体等とのネットワークを構築する。コロナの影響が長期化する中、見守り活動や支え合い活動、高齢者が集う場等との連携、高齢者宅への戸別訪問等を通じて、担当圏域の実態を把握する。

あんしんキーホルダーについて、普及・利用啓発・対応体制の整備に努め、効果的な運用・効果を検証する。

対象者を中心に家族を含めた重層的な支援につながるよう介護者支援制度の周知・相談支援の充実により、介護者が就労している場合のケアマネジメントの視点を共有する機会を設ける。

(2) 権利擁護

高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見、その他高齢者の権利擁護のため必要な活動を行う。権利擁護センターみたか、消費者活動センター、三鷹警察署、三鷹市生活・就労支援窓口等とさらなる連携強化を図る。

サービス提供事業や民生委員等の地域の関係者への高齢者虐待、権利擁護に関する啓発をさらに強化する。三鷹市及び地域包括支援センター職員を対象とした権利擁護全般に関する研修等の企画により、資質の向上を図る。

(3) 介護予防ケアマネジメント

サービス担当者会議への出席等により、介護予防マネジメントの質を担保する。みたかふれあい支援員の活用をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業について、課題の整理や課題解決に向けた体制整備を市と共に検討する。居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、自立支援に資するケアマネジメントや社会資源に関する情報提供、研修を実施する。

地域の実情に応じて、住民が主体的に取り組める介護予防活動について、三鷹市とともに啓発活動に取り組む。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント実践力を養うため、地域の各種専門職のニーズに応じた研修・事例検討・情報提供等を、ケア専門職交流会や地域包括ケア会議の場を活用して行う。支援の困難な事例について、支援チーム全体のサポートやチームの一員として介護支援専門員を支援し、連携体制を構築する。

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員同士や介護支援専門員とのネットワークの強化を支援する。

(5) 地域包括ケア会議の充実

第1層の地域包括ケア会議においては、困難事例、多職種連携による介護予防、自立支援に向けた会議等開催目的、対象者選定、会議運営について検証し、会議後のモニタリングの方法について、三鷹市と共に検討する。

日常生活圏域・担当地区全域の第2層地域包括ケア会議を地域支援連絡会と一体的に開催し、課題抽出シートを活用して地域課題を整理・抽出する。取りまとめの会において、市内全域に共通する課題について三鷹市に提言し、政策形成の一翼を担う。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、三鷹市が設置している「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」及び「検討部会」に協力する。「連携窓口みたか」と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援体制や、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制の構築に取り組む。また、医療・介護関係者の研修を実施するとともに、地域住民への普及啓発に努める。

(7) 生活支援サービスの体制整備

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、三鷹市が設置している「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」及び「検討部会」に協力する。「連携窓口みたか」と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援体制や、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制作りに取り組む。また、医療・介護関係者の研修を実施するとともに、地域住民への普及啓発に努める。

(8) 認知症施策の推進

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、三鷹市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動やイベントを開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、みたかキッズサポーター養成講座や修了者向けフォローアップ講座・活動の場についても継続する。認知症ケアパスの普及を図る。

「認知症アウトリーチチーム派遣事業」「認知症初期集中支援推進事業」を活用し、在宅の認知症状を有する高齢者の早期発見から、必要な医療・介護サービス利用による在宅生活体制作りが円滑に進められるよう努める。必要に応じて物忘れ相談シートを活用、「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」への参加を継続する。

(9) 介護予防支援

要支援認定者及び「介護予防・日常生活支援総合事業」対象者の適正な把握に努め、相談から介護予防支援を経て、地域資源の利用を継続的に支援する。介護予防支援業務に係る居宅介護支援事業所への委託を推進し、包括的支援業務に取り組む時間を確保する。

(10) 共生社会の実現を見据えた取組み

地域住民や地域の機関が世代や分野を超えてつながり、「地域共生社会」の実現を見据え、関係機関や関係団体等の相互理解、連携強化に努める。

(11) 災害時対応の準備

「避難行動要支援者名簿の提供に係る協定」の締結に伴い、関係機関、関係団体等連携して、名簿の有効活用、災害時におけるセンターの役割について検討を進める。

(12) 東部地域包括支援センター独自の活動

「地域ケアネット東部」への参加・協力を継続し、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努める。地域住民を対象とした「東京弘済園まつり」において、地域包括支援センターの周知を図ると同時に、福祉セミナーや体力測定、相談コーナーの開設等を継続する。地区公会堂やコミュニティセンターでの出張相談やUR牟礼団地との情報交換会を継続し、新たな地域での活動を模索する。

広報誌「じもしる」の発行により、地域資源の情報提供と、資源間のネットワークを構築する。

(13) 西部地域包括支援センター独自の活動

「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続し、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努める。「地域サービスデー」の開催、地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。いのじん保健室・いのじんセミナーを通じて、圏域内の相談・連携体制の拡充を図る。認知症当事者やその介護者の方々が、交流しながら学ぶ場をつくり、ネットワークの構築を図る。

広報誌「いのじん」の取材、発行により、住民や住民組織とのつながるきっかけをつくり、社会資源の把握、開発、マッチングに取り組む。

4. 保育事業部門の重点的取組み

【弘済保育所（おひさま保育園）】

利用定員 68名

(1) 高齢者施設との世代間交流

高齢者施設に併設された特色を生かし、継続的に世代間交流を図る。

(2) 地域子育て支援

一時預かり事業や子育て支援事業等を通じて地域との交流を図る。

(3) 新保育所保育指針の再確認

保育において育みたい子どもたちの資質・能力として、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域のねらいとこれに基づく保育活動を再確認し、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につながる保育を目指す。

(4) 保育者としての資質向上

スキルアップのためのキャリアアップ研修のほか、各種の研修を計画的に受講し更に専門性を高める。また、コロナ禍にあつて感染拡大防止のため、オンライン研修等にも積極的に参加し、人材育成に努める。

(5) 事故防止対策の強化

事故防止研修等に積極的に参加するとともに、ヒヤリハットの取り組み強化を通じて重大事故を誘発させない環境整備を職員会議等で繰り返し議論を重ねるなかで、改善を行うなど事故防止に努める。

(6) 第三者評価の受審結果への対応

令和3年度受審した第三者評価で、指摘された事項(質の向上と特色のある保育所運営の課題や目標)については、保育所独自の中長期計画で明確化を図り、これを基にした保育を行う。

(7) 新しい生活様式への対応

コロナ禍にあつて引き続き感染防止に努めるとともに、一人ひとりに寄り添った保育所独自の保育行事、地域交流及び育児支援について具体化し実践するとともに、保護者や地域に向けて発信を図る。

5. 食事サービス課及び総務課の重点的取組み

【食事サービス課】

(1) 栄養ケアプランの作成と栄養改善

栄養ケアプランの作成にあたっては、喫食状況を把握し、医師・看護師・担当ケアワーカーと相談しつつ、利用者の身体状況に応じた栄養プランを作成する。

また栄養プランに沿った栄養補給を検討し、栄養改善に努める。

(2) 感染症対策の強化

利用者の安心安全な食事の提供にあたっては、各施設と連携を取り合い、感染予防と発症時の対応の周知徹底を図る。

(3) 良質なサービスの提供

他職種と連携を取りながら、楽しめる食事の提供を目標に、お楽しみ食や行事食の更なる充実を図る。

(4) 5S運動を通じて仕事の見直しに取り組む。

【総務課】

(1) 部門間の連携強化による事務の効率化及び施設管理体制の整備

業務分担を見直し、効率的な事務及び施設管理体制の整備に向けて、5S運動を通じて仕事の見直しを行うほか、部門間の連携を一層図ることで法人のスケールメリットの最大化に努める。

(2) 関係法改正への対応

法改正、制度改正、実地指導等に迅速に対応するため、情報の速やかな入手と日常の整備に努める。

(3) 財務規律の強化

会計監査法人の助言・指導に基づき、新会計基準に沿った会計処理及び金銭等の不正防止を図る。

(4) 採用力の強化等

若手職員を中心とした職場プロジェクトの検討結果を受けて、特に、取り組み可能な要員の採用力強化のためのツールの見直しや定着率を向上させるための諸施策の導入について検討する。

(5) サポート体制の強化

各拠点が進める諸施策を適宜・適切にフォローする。

(6) 実習生・ボランティアの受入の強化

今後の高齢社会を担う社会福祉専門職の後継者育成を目指す。また、社会的責務として、社会福祉士・介護福祉士・作業療法士・看護師及び保育士等を育成する大学・短期大学・専門学校並びに養成校からの学生受入れを積極的に行い、広く社会に貢献していく。